

- ・福島特措法の改正を踏まえ、被災12市町村における復興拠点・復興計画等の立案等を復興庁を中心に全面支援
- ・直接、市町村に出向き、地元ニーズをはじめ、復興事業や除染の進捗、避難指示解除の見通し等を勘案しつつ、まちづくりのプランニングや適切な支援制度のマッチング等をサポート
- ・UR、復興庁内の専門スタッフの協力も得つつ、きめ細やかな支援を推進。必要に応じ関係省庁とも連携

